

令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 目黒区民センター 学童保育クラブ

＜自己チェックの進め方＞

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある「評価の着眼点」を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

| 区 分 | チェック項目 | 結果 | コメ ント |
|-----------------------|--|---|--|
| 1 趣 旨 | ○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。 | ○ | 運営指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、年間事業計画を作成している。 |
| 2 放課後児童健全育成事業の役割 | ○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。 | ○ | 子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進することに努めている。学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行なっている。 |
| 3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本 | (1)放課後児童クラブにおける育成支援 | ○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。 | ○子どもの健全な育成のために、安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備、子どもの発達段階に応じた遊びや生活、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等の育成支援に努めている。 |
| | (2)保護者及び関係機関との連携 | ○保護者や学校等の関係機関と連携している。 | ○保護者とは通信・連絡帳・個人面談・保護者会等で子どもの様子を伝えて、子どもに関する情報を共有している。学校等の関係機関とも情報共有をしている。 |
| | (3)放課後児童支援員等の役割 | ○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。 | ○子どもに適したあそび・学習・おやつ・休息等の支援を行なっている。 |
| | (4)放課後児童クラブの社会的責任 | ○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。 | ○子どもの人権に十分に配慮するとともに、保護者や地域と関係づくりを行なっていく中で、子どもが健全にできるよう、育成支援を行っている。 |
| 4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理 | (1)社会的責任・職場倫理 | ○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。 | ○職員は仕事を進める上での倫理(子ども・保護者への言動等)を自覚して、育成支援の内容の向上に努めている。 |
| | (2)法令遵守のための組織的取組 | ○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。 | ○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。 |
| 5 要望及び苦情への対応 | ○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。 | ○ | 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、職員間で情報を共有し、迅速かつ適切に、誠意を持って対応するように努めている。又、利用者アンケートを実施し、事業内容の向上に生かしている。 |
| 6 事業内容向上への取り組み | (1)職員集団のあり方 | ○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。 | ○会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、事例検討を行なっている(ブロック会議、朝・昼会議、打ち合わせ等)。 |
| | (2)研修等 | ○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。 | ○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。 |
| | (3)運営内容の評価と改善 | ○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。 | ○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。 |
| 7 子どもの発達理解 | ○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。 | ○ | 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行なっている。 |

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

| 区 分 | チェック項目 | 結果 | コメ ント |
|----------------------|--------------------------------|---|--|
| 8 育成支援の内容 | (1)育成支援の内容 | ○育成支援の内容について理解している。 | ○育成支援の内容に基づき年間事業計画を作成している。 |
| | (2)育成支援の留意点 | ○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。 | ○留意点を理解し、年間事業計画をもとに日々の保育を行なっている。 |
| 9 障害のある子どもへの対応 | (1)障害のある子どもの受入れの考え方 | ○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。 | ○障害児対応部会、障害児連絡会等で検討された内容を踏まえ、受け入れを行なう。 |
| | (2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点 | ○障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。 | ○職員は障害のある子どもの特性を理解し、保護者の要望や子どもの発達の様子の情報を共有し、見通しを持って計画的な支援を行なっている。 |
| 10 特に配慮を必要とする子どもへの対応 | (1)児童虐待への対応 | ○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。 | ○子どもの気になる言動があった場合には、記録を残し、職場全体で共有し、関係機関と連携を図っている。 |
| | (2)特別の支援を必要とする子どもへの対応 | ○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。 | ○スーパーバイザーの利用や関係機関と情報交換を行ない育成支援に努めている。 |
| | (3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項 | ○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。 | ○子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意している。 |
| 11 保護者との連携 | (1)保護者との連絡 | ○各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。 | ○子どもの出欠席についてあらかじめ保護者と確認をしている。子どもの遊びや生活の様子をお迎えの際の直接の連絡・クラブ便り・保護者会・面談等で伝えている。 |
| | (2)保護者からの相談への対応 | ○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。 | ○保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛けている。保護者のお迎え時に子どもの様子を直接伝えたり、必要に応じて面談を行なったりしている。 |
| | (3)保護者及び保護者組織との連携 | ○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。 | ○クラブでの活動を保護者に伝えて理解を得られるようにするとともに、保護者が活動や行事に参加する機会を設け、保護者との協力関係をつくっている。又、保護者組織とも連携している。 |

| | | | | | |
|----|-------------------------|---------------------------|--|---|---|
| 12 | 育成支援に含まれる職務内容と運営に関する業務 | (1) 育成支援に含まれる職務内容 | ○ 育成支援に係る職務を実施している。 | ○ | 子どもが学童保育クラブでの生活に見通しを持てるように、年間事業計画を作成し、保護者との共通の理解を得られるようにしている。日々の子どもの状況や育成支援の内容を記録している。又、職場内で情報を共有し検討事例を行ない、支援の内容の充実・改善に努めている。 |
| | | (2) 運営に関わる業務 | ○ 運営に関わる業務を実施している。 | ○ | ・保育日誌の作成 ・運営に関する会議や打ち合わせ ・日票、週案の作成 ・おやつ の 発注、購入 ・あそびの環境と施設の安全点検、衛生管理、整理整頓 等 |
| 13 | 学校との連携 | (1) 学校との連携 | ○ 情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。 | △ | 今年度はコロナウイルス感染防止対策のために相互の交流ができていない。情報交換や情報共有での交流等によって学校との連携を積極的に図っている。 |
| | | (2) 学校との連携におけるプライバシーの保護 | ○ 学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。 | ○ | 学校との情報交換や情報共有は日常的、定期的に行ない、その実施に当たっては個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めている。 |
| 14 | 保育所、幼稚園等との連携 | | ○ 情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。 | △ | 必要に応じて保育参観や情報交換・情報共有に努めている。学童保育クラブの見学をお誘いするなど、連携を出来るように模索している。 |
| 15 | 地域、関係機関との連携 | | ○ 地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。 | ○ | 地域組織や子どもに関わる関係機関と情報交換や情報共有、相互交流を図っている。又、地域の公共機関(児童館・消費生活センター・図書館等)を積極的に活用し、子どもの活動と交流の場を広げている。 |
| 16 | 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | (1) 学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ | ○ 学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | — | |
| | | (2) 児童館を活用して実施する放課後児童クラブ | ○ 児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○ | 児童館併設の良さを生かし、日常的に児童館での遊び・活動を積極的に活用している。児童館に来館している子どもと学童保育クラブに在籍する子どもが交流できるようにしている。 |

III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント | |
|---------------|------------------|---|------|--|
| 17 衛生管理及び安全対策 | (1) 衛生管理 | ○ 日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | ・手洗いうがいの励行など、日常の衛生管理に努めている。また、必要な備品を備え、適切に管理し、適切に使用している。 ・感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努めている。 |
| | (2) 事故やケガの防止と対応 | ○ 事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | ・事故やケガを防止するために環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行なっている。 ・おやつ の 提供に際して、食物アレルギー、窒息事故等を防止するための応急対応を研修で学んでいる。 ・事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、子どもの状況等について速やかに保護者に連絡している。 |
| | (3) 防災及び防犯対策 | ○ 防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。 | ○ | 防災や防犯に備えて「避難訓練」「防犯訓練」「災害伝言ダイヤル体験」「見守りメール配信」を毎月実施している。 |
| | (4) 来所及び帰宅時の安全確保 | ○ 関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。 | ○ | ・子どもの来所や帰宅の状況について、必要に応じて保護者や学校と連絡を取り合っている。 ・保護者と協力して、安全確保のための見守り活動等の取り組みを行なっている。 |

IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

| 区分 | チェック項目 | 結果 | コメント | |
|------------------|-------------------|---|------|---|
| 18 施設及び設備 | (1) 施設 | ○ 放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。 | ○ | ・専用区画として、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場、楽しく活動できる場、体調の悪い時等に静養することができる生活の場を備えている。 |
| | (2) 設備、備品等 | ○ 放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。 | ○ | 子どものロッカーや学習に取り組める机などの子どもの生活に必要な備品や遊びを豊かにするための道具等を備えている。 |
| 19 職員体制 | (1) 職員配置 | ○ 支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。 | ○ | 104人定員の施設である。区の配置基準の職員を配置している。 |
| | (2) 育成支援の実施 | ○ 支援の単位ごとに育成支援を行っている。 | ○ | 趣旨を理解したうえで実態に応じて育成支援に努めている。 |
| | (3) 放課後児童支援員の雇用形態 | ○ 放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。 | ○ | 放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。 |
| | (4) 勤務時間 | ○ 放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。 | ○ | 子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。 |
| 20 | 子ども集団の規模(支援の単位) | ○ 適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。 | △ | 区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。Aクラス40名、Bクラス64名、計104名受け入れを行っている。 |
| 21 | 開所時間及び開所日 | ○ 開所時間及び開所日を適切に設定している。 | ○ | 開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。 |
| 22 | 利用開始等に関する留意事項 | ○ 利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。 | ○ | 区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。 |
| 23 運営主体 | (1) 運営主体の要件 | ○ 安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。 | ○ | 放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。 |
| | (2) 運営上の留意事項 | ○ 放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。 | ○ | 放課後児童クラブの運営主体の留意点の項目について理解し運営に努めている。 |
| 24 | 労働環境整備 | ○ 放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。 | ○ | 安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。 |
| 25 適正な会計管理及び情報公開 | (1) 会計管理 | ○ 放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。 | ○ | 放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。 |
| | (2) 情報公開 | ○ 放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。 | ○ | 事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。 |